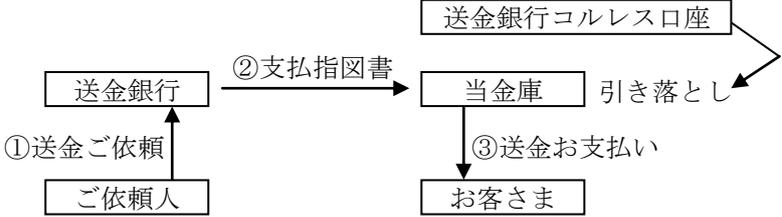


外国送金（被仕向送金）

(2023年10月1日現在)

<p>1. 送金の種類としくみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電信送金（Inward Telegraphic Transfer） 海外または国内のコルレス銀行から、お客さま宛の「支払指図」を電信により接受した被仕向送金（法人・個人のお客さまともご利用いただけます）。 <p>[電信送金のしくみ]</p> 
<p>2. 適用相場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建被仕向送金を円預金口座へご入金もしくは円現金にする場合、原則、当日の TTB レート（電信買相場）を適用します。TTB レートには為替手数料（米ドルであれば1米ドルあたり1円、ユーロであれば1ユーロあたり1円50銭）が含まれています。 ただし、10万米ドル相当額以上の外貨建取引は、市場の実勢相場を適用する場合があります。 ・ 相場公開の時間についての目安は、以下のとおりです。 米ドル（USD）：午前10時頃 ユーロ（EUR）・英ポンド（GBP）等その他の通貨：午前10時45分頃 ・ 為替相場の急変等により、相場公表の停止・再公表をすることがあります。
<p>3. 取扱時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取り扱いの時間は、当金庫営業日の午前9時～午後3時です。
<p>4. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替関係主要手数料一覧表（別紙）をご参照ください。
<p>5. お問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引のある本支店又は、あましんフリーダイヤル相談コーナー 0120-26-0556（平日9時～17時30分）にお問い合わせ下さい。
<p>6. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人を確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合があります。 ・ 金額が30百万円相当額を超える場合、お取引内容により「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。 ・ 国外送金等に係る調書提出制度に基づく調書の提出のため、番号法（マイナンバー法）上の個人番号又は法人番号の告知・提供が必要となる場合があります。 ・ その他、「外国為替および外国貿易法」等の法令により、お取引に関する資料の提出をお願いするなど、ご送金内容の詳細等を確認させていただく場合があります。

	<ul style="list-style-type: none"> • 送金ご依頼人取引銀行所在国側の通信事情等により、送金の到着が遅れることがあります。 • 被仕向送金の到着時に「海外送金到着のご案内」と併せて「領収証兼告知書」を送付させていただく場合があります。その際はご本人様が、「通帳」、「印鑑」、「領収証兼告知書（200円の印紙貼付が必要となります）」をお取引店にご持参いただき、手続き完了後に口座へのご入金手続きを行います。 • お取引内容、経緯等をお聞きし、受付の判断をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
<p>7. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室にお申し出ください。（9時～17時、電話：06-6412-5576）</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記お客様相談室、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>